

家屋解体工事についての声明文

2022年2月21日

外環被害住民連絡会・調布

共同代表：河村晴子、菊地春代

大深法による地下利用なので「地上への影響は全く無い」として、外環道事業者は私達の大切な住居の地下で、シールドトンネル工事を住民の同意なく行いました。その結果、何と、地上に様々な被害がもたらされ、私達の快適で安全な生活は奪われ、資産価値も低下しました。シールド工事による陥没・空洞とともに、地盤は緩み・沈下し、家屋・外構は傾き、ひび割れ、ガスや水道などのインフラにも損傷が生じ、その被害は今も進行中です。影響がないはずの工事による耐え難い騒音・振動から始まり、既に18か月が経つ今も、将来の生活への不安は私達に重くのしかかり、住民はストレスフルな日々を過ごしています。

このさ中に、さらにショックなことが起こりました。

ネクスコは、地盤補修工事のための買取に応じて空き家となったトンネル直上の家屋を解体する工事のチラシを18日に配付し、2月25日～4月中旬に、一軒ずつ、何軒もの住宅の解体を行おうとしています。

現在、直上やその周辺では多数の住民が生活しています。その真横で多数の空き家の解体工事をしようというのです。隣接する多数の空き家を手当たり次第に解体すれば、肺がんを引き起こす目に見えないアスベストの飛散リスクや、長期にわたる騒音・振動などの被害を、トンネル工事の被害を既に受けた住民に更に加えることとなります。協議中で直上に居住している方々が被害から逃れざるを得ない状況をつくり、追い出そうとしているようにも思えます。

また、隣家が解体されて空き地になると、防犯上悪い影響がある家も少なくありません。買い取った空き家の防犯に、事業者が実施している被害地域の24時間の見回りを活用する等、住民に負担をかけない工夫の仕方を住民に相談すべきであり、一方的な家屋解体工事の通告などは言語道断です。

ここで重要なのは、この地盤補修のための家屋解体は、近所同士で「お互い様」としての了解のもとに行われる家屋解体とは全く異質のものだということです。それを、個人の住宅解体と同様の手続きで済ませようとしていることは、違法な乱開発の既成事実化の疑いがあります。理由は、

第1に、最終的に3500㎡以上に及ぶ地域の多数の家の計画的な解体工事だということ。

第2に、この家屋解体工事は、多数の解体を行う大規模工事である地盤改修工事の一環であり、地域を荒廃させるリスクの高い乱開発の疑いがあり、規制の対象と言えることです。

外環道の事業者が私達の住居の地下で起こした不祥事そのものである地盤の緩みは、トンネル工事の再開に必要な、大深法が定める地耐力を満たしていません。その条件を満たすための地盤補修工事は、トンネル直上の家屋が解体された後、約2年間にわたって行われるようですが、工事の詳細や周辺への影響、そして何よりも、工事完了後にどのような街並みが計画されているのか等、周辺住民には一切の説明が未だに行われていません。

私達被害住民は、住宅解体と一体である地盤工事による凄まじい被害に、今後2年以上の間苦しめられることになるのでしょうか。更にその後には、シールドトンネル工事の再開が待っていますが、地盤を緩ませた原因究明すらあいまいで、再発防止の決め手があるようには思えません。

今回の多数の家屋解体に緊急性は全くありません。被害住民に、これ以上の苦しみをもたらさないことを第一に考え、騒音・振動や環境の悪化をもたらす家屋解体の延期を事業者に強く要求します。

調布の長友市長も、2月15日発の要請文の中で、

「地盤補修工事等や地盤調査においても・・・地域住民の御意見等を踏まえ対応するとともに、今後騒音や振動が発生すると考えられる家屋解体工事や地盤補修工事等において、法令や基準に準拠し、騒音・振動のモニタリング測定を行うなど周辺環境に配慮しながら作業を進めていただくよう要請いたします。」

と、地盤補修工事などにおいて地域住民の意見を踏まえるとともに、家屋解体工事などにおいても、法令遵守や周辺環境への配慮をすることを求めておられます。

外環道事業者には、私たちが暮らしている住居の隣で安易に断続的な家屋解体をするのではなく、地盤補修工事計画の全容を住民と調布市および東京都に示して、現在および将来の被害地域の復興を盛り込んだ計画について住民の合意を得ることを要求します。その上で、周辺に暮らす住民への影響を最小限にする対策を丁寧に練り上げてから必要な工事を実施すべきです。

家屋解体は、次に予定されている地盤補修工事について、ネクスコが十分な説明を行い、住民の意見を取り入れ、被害を真に減じる抜本的な方策を打ち立て、住民が納得し合意でき

る完成時の青写真も含めた計画を立て、その実行が保証されるものでない限り、絶対に認めることはできません。

被害住民を代表する当連絡会として、この度のネクスコの家屋解体工事は断固として受け入れられないことをここに改めてお伝えいたしますとともに、事業者に対して改めて次の家屋解体工事に関する緊急5項目を要求いたします。 以上

家屋解体工事に関する緊急6項目要求

1. 生活をしている家の横での、今回告知された2月25日からの安易な家屋解体工事は絶対に認めることはできない。
2. 空き家の防犯を理由とした家屋解体工事はあり得ない。防犯を急ぐのであれば、別の方法も含めて住民と相談するべきである。
3. 地盤の緩み、陥没・空洞がある直上での家屋解体は、新たな地盤の損傷、新たな住宅の傾きや損傷をもたらす可能性がある。安全である根拠を明確に示さずに行う解体は危険であり、認めることはできない。
4. 何をいかに補修してどうなるのか、住民に分かるように、工事完了後の地域の青写真を含む工事計画を示して住民の合意を得ること。大規模地盤改修工事の一部である家屋解体工事が計画も明示せずになし崩し的に行われれば、法律違反、乱開発のおそれがある。住民として認めることはできない。
5. 家屋解体工事は、詳細な計画を地盤補修工事と合わせて立て、住民の意見を取り入れ、住民の被害を真に減じる方策を策定してからでなければ行ってはならない。
6. この巨大な地盤補修工事が第1種住居専用地域で行われることに、法律違反の疑いがある。被害を出さない抜本的な方策を立て、住民に十分な説明をし、意見をよく聞き、住民が納得し合意できる青写真と、法律に違反しない計画を立て、その実行が担保されることが必須である。 以上